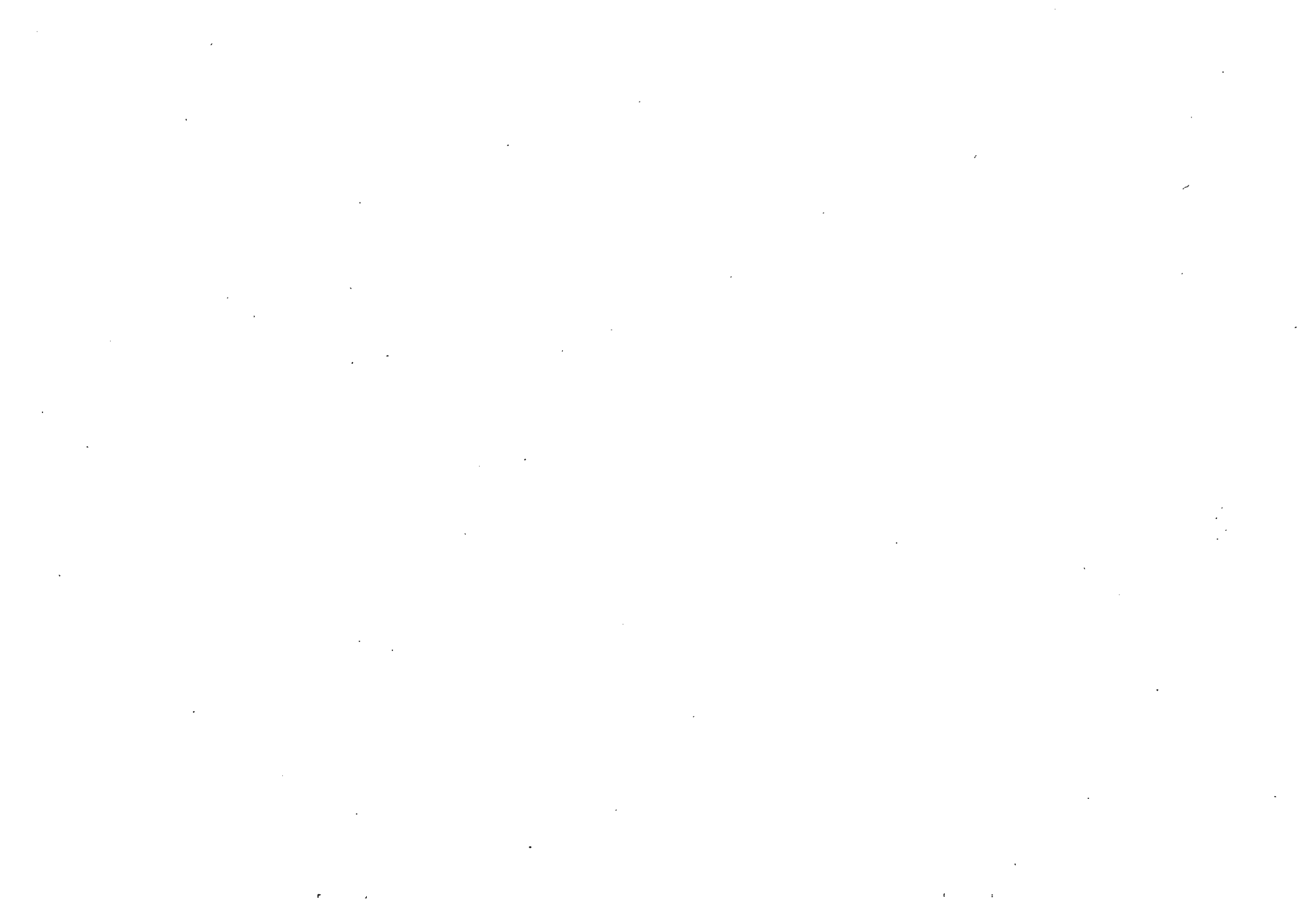


国民年金及び企業年金等による高齢期  
における所得の確保を支援するための  
国民年金法等の一部を改正する法律案  
(年金確保支援法案)について



# 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための 国民年金法等の一部を改正する法律案(年金確保支援法案)

## <趣旨>

将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う。

## 1. 国民年金法の一部改正

- ① 国民年金保険料の納付可能期間を延長(2年→10年)し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにする。
- ② 第3号被保険者期間に重複する第2号被保険者期間が新たに判明し年金記録が訂正された場合等に、それに引き続く第3号被保険者期間を未届期間とする取扱いを改め、保険料納付済期間のままとして取り扱い、年金を支給することとする。
- ③ 国民年金の任意加入者(加入期間を増やすために60歳～65歳までの間に任意加入した者)について国民年金基金への加入を可能とし、受給額の充実を図る。

## 2. 確定拠出年金法の一部改正(平成22年度税制改正要望で認められた事項を含む)

- ① 加入資格年齢を引き上げ(60歳→65歳)、企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とする。
- ② 従業員拠出(マッチング拠出)を可能とし所得控除の対象とすること、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援する。
- ③ 企業年金の未請求者対策を推進するため、住基ネットから加入者の住所情報の取得を可能とすることにより、住所不明者の解消を図る(他の企業年金制度等についても、同様の措置を講じる。)等、制度運営上の改善を図る。

## 3. 厚生年金保険法の一部改正

近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して、措置を講ずる。

- ・ 厚生年金基金が解散する際に返還する代行部分に要する費用の額及び支払方法の特例を設ける

(※ 平成17年度から平成19年度まで、同様の措置を講じている)

## 4. 施行日

- |                              |                           |
|------------------------------|---------------------------|
| 1の① : 平成23年10月1日までの間に政令で定める日 | 1の② : 公布の日                |
| 1の③ : 公布日から2年以内で政令で定める日      | 2の① : 公布日から2年6月以内で政令で定める日 |
| 2の② : 平成24年1月1日              | 2の③及び3 : 平成23年4月1日        |

## 国民年金保険料の納付可能期間の延長について

- 保険料を納めやすくすることで、無年金・低年金となることを防止する等の観点から、徴収時効の過ぎた過去の国民年金保険料の未納期間のうち、一定期間に係るものについて本人の希望により保険料納付を行うことを可能とする。

対象保険料：2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料

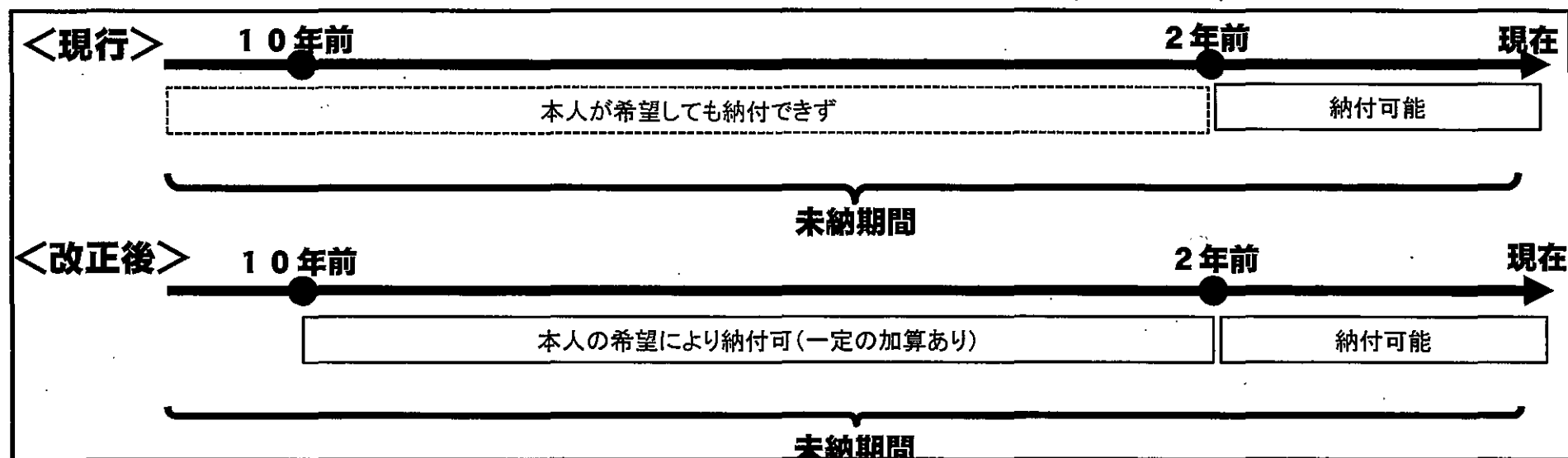
(強制加入期間中の未納・未加入期間、任意加入中の未納期間が対象)

対象者：過去の未納期間を有する者(受給権者を除く)

納付期限：保険料納付期限から10年間

保険料額：当時の保険料額に、前年に発行された10年国債の表面利率の平均等を基礎とした率を加算した額

(現行の保険料免除期間に対する追納保険料額(平成21年度:13,980円~16,190円)と同様に設定。)



## (参考) 現行の保険料免除期間に係る追納保険料額について

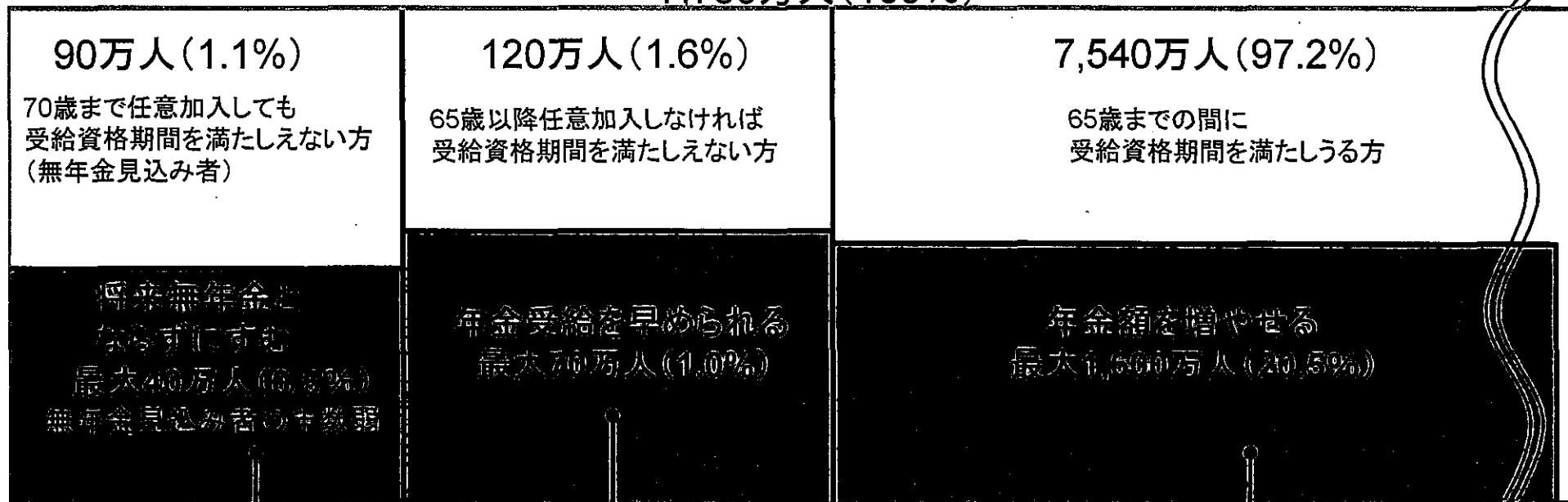
追納対象 年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
当時の 保険料額	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,580	13,860
加算額 (追納加算率)	2,890 (0.217)	2,260 (0.170)	1,660 (0.125)	1,090 (0.082)	880 (0.066)	680 (0.051)	430 (0.032)	210 (0.015)
追納 保険料額 (平成21年度)	16,190	15,560	14,960	14,390	14,180	13,980	14,010	14,070

※ 追納加算率は、10年国債の表面利回り等を勘案して設定。

※ 徴収時効経過前の2年間の保険料(平成19年、20年度分)には加算は付されない。

**「納付可能期間の延長」を利用できる方と効果(サンプル調査を基礎とした粗い推計)**

65歳未満の被保険者・被保険者であった方  
7,750万人(100%)



**本制度の対象となりうる者 最大1,710万人(22.0%) (過去10年以内に一号期間を有する方(5,010万人)の34%)**

⇒ 類似制度(学生納付特例の追納等)と同程度の利用率(1割)とすると、実際に本制度を利用するのは、170万人程度と見込まれる。

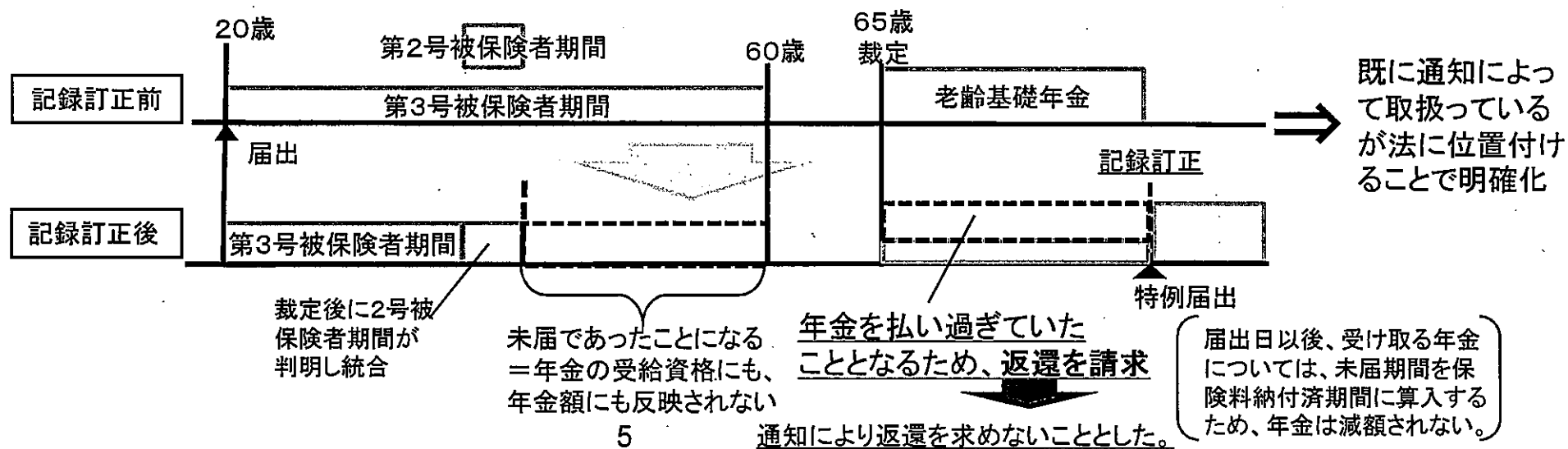
※ 上記のほか、65歳以上の無年金者のうち、本制度により即座に年金が受給できる方が最大2,000人、本制度利用後、任意加入すれば年金が受給できる方が最大6,000人と推計される。

(推計方法及び留意点)

- 日本年金機構のオンラインシステムから無作為抽出した①65歳未満の被保険者又は被保険者であった方のサンプル(623件)及び②65歳以上の無年金者のサンプル(614件)について、過去10年以内の未納月数等を基に、本制度を利用できるか等につきサンプル調査を実施。
- 65歳未満の被保険者又は被保険者であった方7,750万人及び65歳以上の無年金者50万人について、本制度の対象となる方等が、サンプルと同程度の割合いると仮定して、機械的に推計を行ったもの。
- 簡易なサンプル調査を基礎としており、また、オンラインシステム上の記録には合算対象期間等や死亡に係る情報が含まれておらず、期間短縮特例も考慮していないことから、結果については幅を持って解釈する必要がある。

**第3号被保険者期間に重複する第2号年金被保険者期間（厚生年金など）が事後的に判明した場合における当該第2号被保険者資格を喪失した後の第3号被保険者期間の取扱いについて**

- 第3号被保険者期間を有し、それに基づき既に年金を受給している方について、新たに第2号被保険者期間の存在が判明した場合、それに続く第3号被保険者期間を未届期間として取扱い、それまで受けていた年金の一部又は全部が過払いに当たるとして返還を求める取扱いがなされてきた。
- このような事案（返還ケース）について、昨年8月に通知を発出し、これまで受給していた年金の返還は求めないこととするよう取扱いを変更している。
  - ※ 上記事案の救済を目的とした「国民年金法の一部を改正する法律案」が内山晃議員他4名より昨年7月3日に提出
- 今般、運用で行った上記取扱いを明確化するため、年金確保支援法案の中で措置することとする。

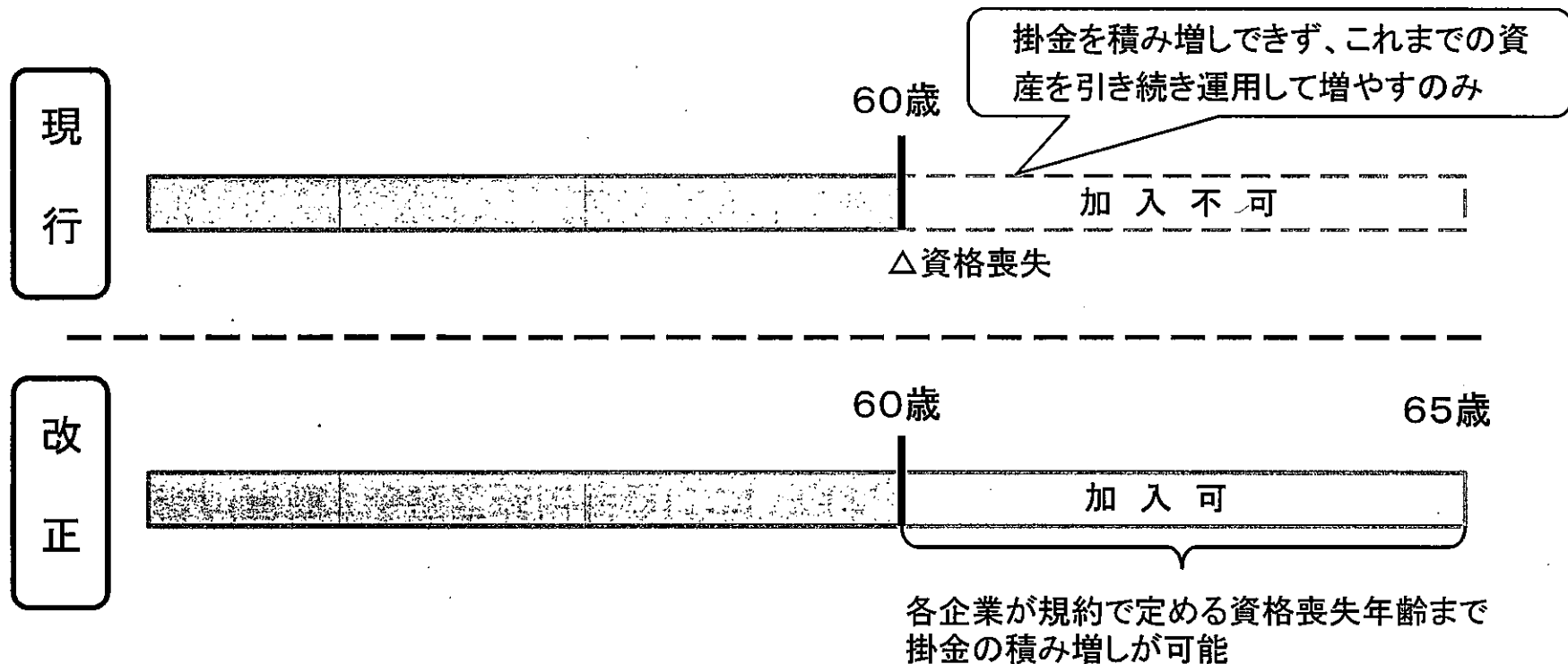






## 確定拠出年金の加入資格年齢の引上げ

企業が実施する確定拠出年金制度においては、現在、60歳までしか加入が認められていないが、高齢者の雇用確保に資するため、60歳以降も引き続き雇用される者について、60歳から65歳まで間の一定年齢まで引き続き加入することを可能とする。

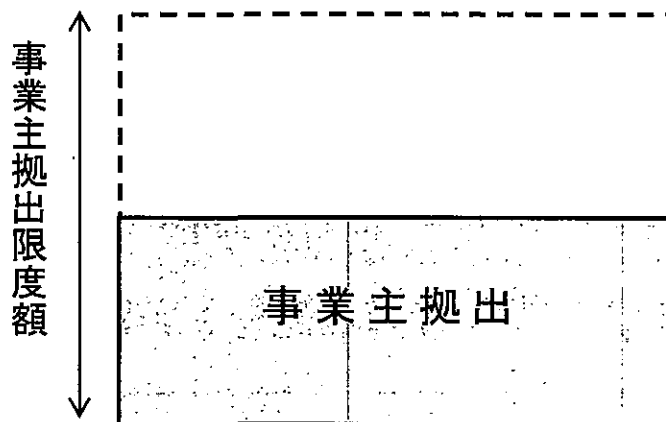


## 確定拠出年金制度におけるマッチング拠出の導入

現在、企業が実施する確定拠出年金については、事業主のみが拠出し加入者の拠出が認められていないが、老後の所得確保に向けた自主的な努力を一層支援するため、拠出限度額の枠内、かつ事業主の掛金を超えない範囲で、加入者の拠出を可能とし、これを所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象とする。

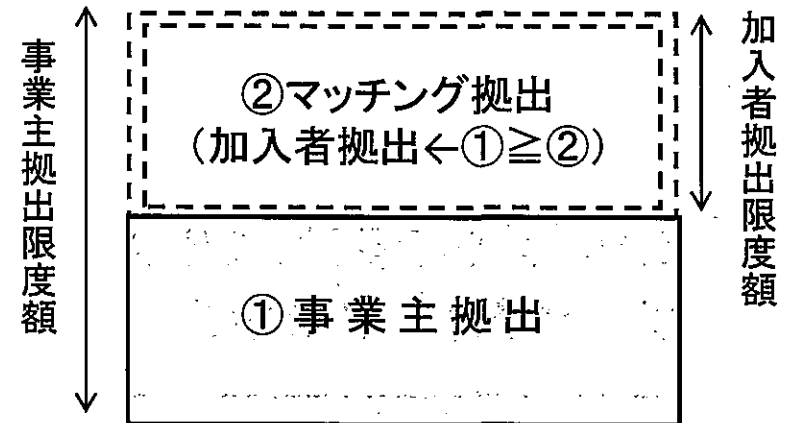
現 行

5.1万円



改 正

5.1万円



## 企業型確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)の導入の必要性

### 【内容】

現在、企業型確定拠出年金については、個人拠出が認められていないが、現行の拠出限度額（他の企業年金なし：5.1万円、他の企業年金あり：2.55万円）の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で、個人拠出を認め、これを所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とする。

#### ①『企業拠出が不十分』

企業拠出は、全体の平均では約1.1万円にすぎず、老後の所得確保として不十分。



本人拠出(マッチング拠出)により老後の所得を確保する必要性が高く、その自助努力に対して国として税制上の支援を行う。

#### ②『導入企業の大半が中小企業』

企業型確定拠出年金を実施する企業の約8割は、企業拠出を増額する余力が低い中小企業である。



中小企業の人材確保に資するよう、本人拠出(マッチング拠出)に対する税制上の支援を行うことにより、中小企業の従業員の老後の所得確保を充実させる。

#### ③『若年世代の企業拠出は低い』

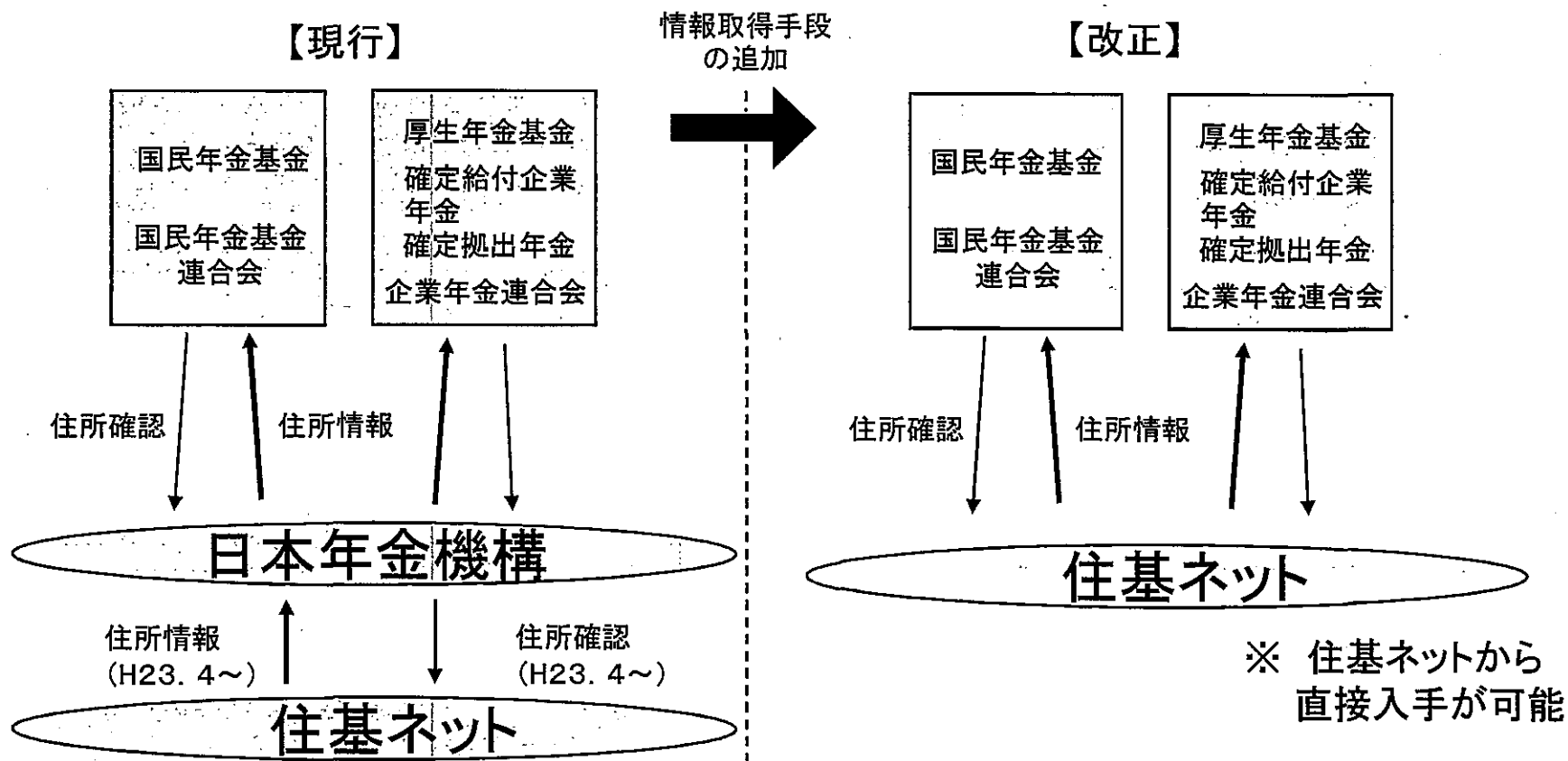
企業拠出は賃金に一定率を乗ずることで決められる方式が大半であり、結果として賃金の低い若い世代の企業拠出は低くなる。



若い世代から自助努力により掛金を拠出し、年金資産を積み増すことにより、将来の年金給付の充実を図り、老後への「安心」が得られるようにする。

# 住民基本台帳ネットワークからの住所情報の取得について

- 現在、企業年金等において、加入者等の住所が分からない場合（退職後転居された場合等）、日本年金機構が有する被保険者情報の提供を受けることにより住所を把握しているところ。
- 住基ネットからも情報をもらえることとすることにより、今までよりもタイムリーな住所情報を得ることができ、より確実に年金給付を行うことができる。



※ 企業年金等における未請求者の状況(平成20年度末時点)  
 企業年金連合会:143.3万人      厚生年金基金:14.6万人  
 国民年金基金連合会:2,354人      国民年金基金:5,316人

## 厚生年金基金の解散の特例措置

- 厚生年金基金は厚生年金の一部を国に代わって支給(代行給付)しているため、解散するときには、厚生年金基金が支給することとなっていた代行給付に要する費用を一括して返還することとされている。
- 今般、運用環境の悪化により厚生年金基金の財政状況が厳しくなっていることを踏まえ、代行給付に要する費用に相当する資産を保有していない基金について、当該返還額の分割納付・返還額に関する特例を設けることとする。

### 1. 返還額の分割納付に関する特例

返還額から解散基金が既に保有する資産を返還した上で、返還額との差額については、原則5年(やむを得ない事情がある場合は10年)以内の期間で分割納付が可能。

分割納付期間中に予定通りに納付できないやむを得ない事情が認められた場合は、分割納付期間の延長(最大15年間まで)も可能とする。

### 2. 返還額に関する特例

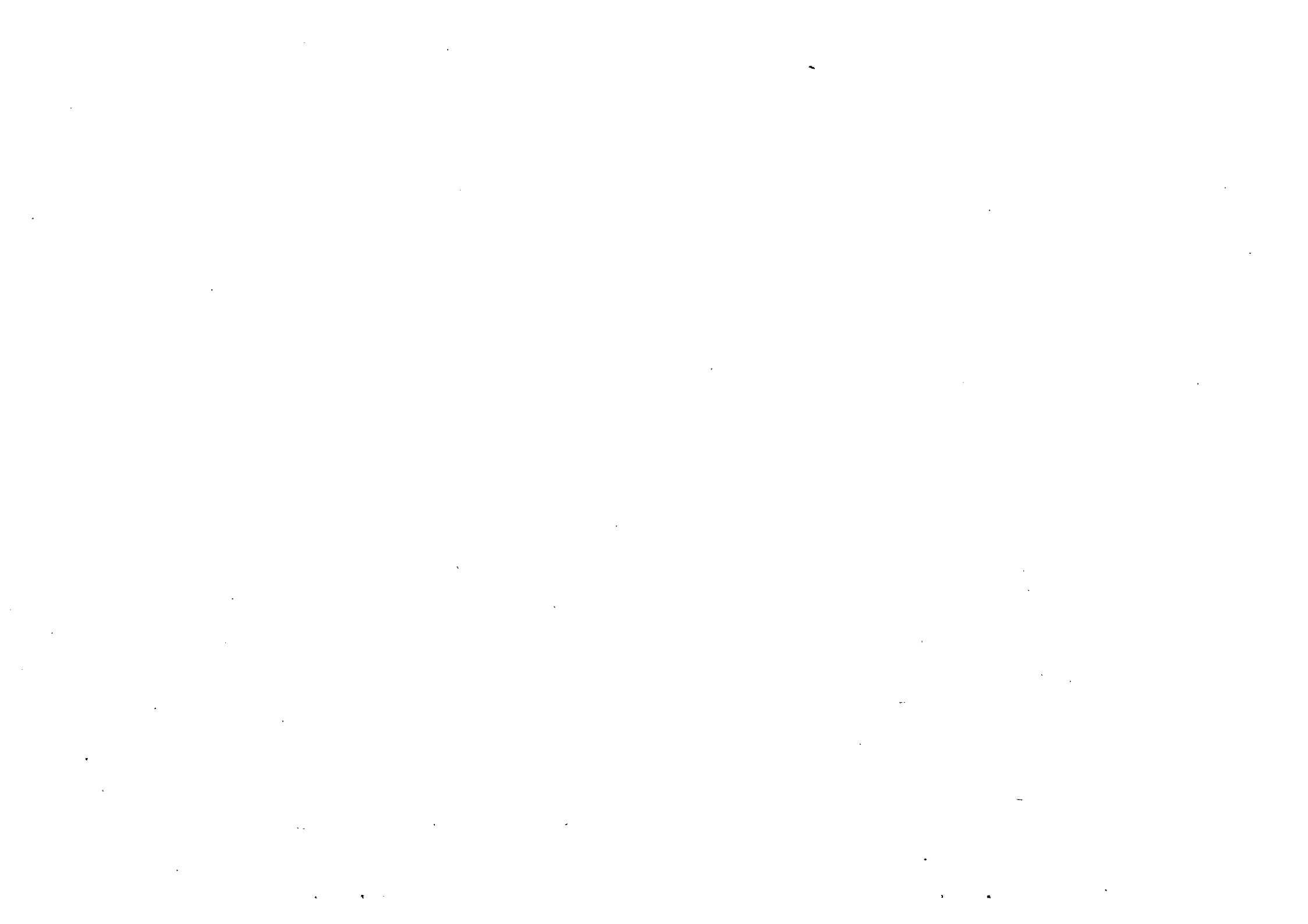
現行ルールで計算した額と特例額とを比較して低い方を選択できる。

現行ルール額： 国への納付を免除されていた厚生年金保険料相当の掛金について、一定の利回り(H11年までは5.5%・H12年以降は厚生年金の実績運用利回り)で資産を運用できたものとして、運用益を付加した額  
特例額： 国への納付を免除されていた厚生年金保険料相当の掛金について厚生年金の実績運用利回りで運用益を付加した額と現有資産との大きい方の額

※ 同様の措置をH17年度からH19年度まで講じたところであり、対象基金は11基金あった。



# 参 考 资 料

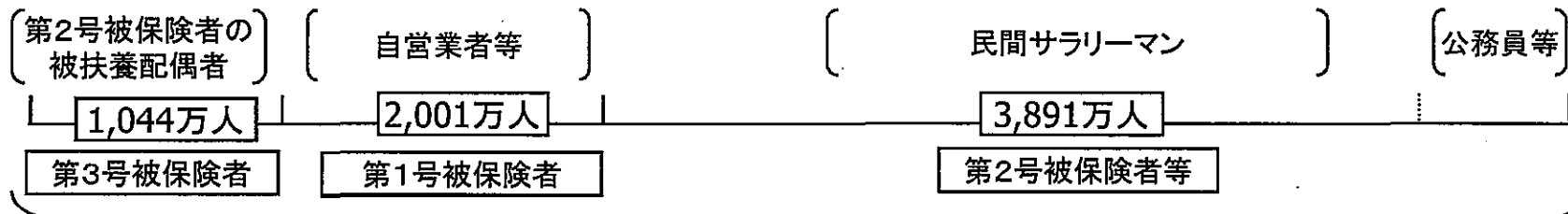
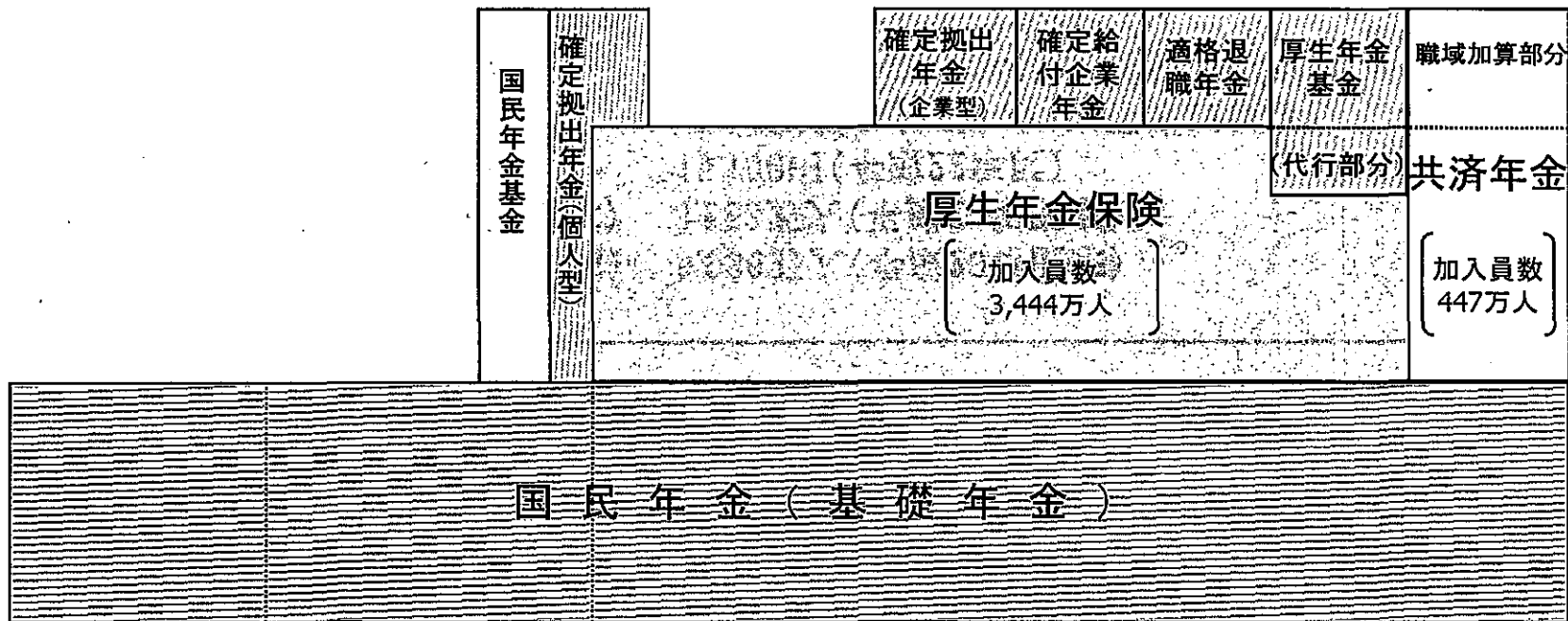




# 年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成21年3月末)

加入員数 61万人	加入者数 10万人	加入者数 311万人	加入者数 570万人	加入者数 348万人	加入員数 466万人
--------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------



6,936万人

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間サラリーマン、公務員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険料は定額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年4月～ 月15,100円</li> <li>・ 平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定</li> </ul> </li> <li>※ 毎年度の保険料額や引き上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年9月～ 15.704%</li> <li>・ 平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定</li> </ul> </li> <li>○ 労使折半で保険料を負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被保険者本人は負担を要しない</li> <li>○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担</li> </ul>

### 基本データ

- 被保険者数 (公的年金制度全体) 6,936万人(平成20年度末)
- 受給権者数 (公的年金制度全体) 3,593万人(平成20年度末)
- 国民年金保険料 15,100円(平成22年度)  
※保険料納付率:62.1%(平成20年度)
- 厚生年金保険料率 15.704%(平成21年9月～平成22年8月)
- 年金額
  - 老齢基礎年金 月66,008円(平成22年度)  
※平均額:月5.4万円(平成19年度)
  - 老齢厚生年金 月232,592円(平成22年度、夫婦2人分の標準的な額)  
※平均額:月16.7万円(単身、基礎年金を含む)(平成19年度)
- 保険料収入(公的年金制度全体) 32.0兆円(平成21年度予算ベース)
- 国庫負担額(公的年金制度全体) 10.8兆円(平成21年度予算ベース)
- 給付費(公的年金制度全体) 49.7兆円(平成21年度予算ベース)
- 積立金(国民年金・厚生年金) 124兆円(平成20年度末、時価ベース)

# 企業年金等の仕組み

企業が従業員の  
ために実施

将来的な給付額を  
保証  
(確定給付型)

## 【厚生年金基金】

掛金負担は、原則事業主と加入員で折半。  
公的年金である厚生年金保険の給付も一部代行して  
行っている。

## 【確定給付企業年金】

掛金負担は、事業主拠出が原則。本人の同意をもとに  
加入者負担も可。

## 【適格退職年金】

掛金負担は、事業主拠出が原則。企業の退職年金の  
積立に関し税制上の優遇が行われる制度。  
法令上、積立義務等はなく、受給権の保護に欠けるた  
め、平成23年度末廃止。

## 【確定拠出年金(企業型)】

事業主拠出のみで、掛金額を企業が保証。

本人が運用指図を  
行い、その実績によ  
り、給付額が決定  
(確定拠出型)

## 【確定拠出年金(個人型)】

自営業者や企業年金をやっていない企業に勤めている  
サラリーマンが自ら掛金を拠出。

個人が自ら加入

本人が運用指図を  
行い、その実績によ  
り、給付額が決定  
(確定拠出型)

## 【国民年金基金】

自営業者等が自ら掛金を拠出。  
※国民年金基金は、居住する地域や従事する職域  
に応じて設立。

将来的な給付額を  
保証

## 基本データ

### ○ 厚生年金基金

- ・加入員数 466万人(平成20年度末)
- ・件数 617基金(平成20年度末)
- ・資産残高 25兆5524億円(平成20年度末)
- ・事業所数 12.6万(平成19年度末)

### ○ 確定給付企業年金

- ・加入者数 570万人(平成20年度末)
- ・件数 5,008件(平成20年度末)
- ・資産残高 32兆8753億円(平成20年度末)

### ○ 確定拠出年金

- ・加入者数 企業型311万人(平成20年度末)  
個人型10万人(平成20年度末)
- ・件数 3,043件(平成20年度末)
- ・資産残高 3兆9800億円(平成20年度末)
- ・事業所数 1.2万(平成20年度末)

### ○ 適格退職年金

- ・加入者数 348万人(平成20年度末)
- ・件数 25,441件(平成20年度末)
- ・資産残高 8兆1319億円(平成20年度末)

(参考)

### ○ 国民年金基金

- ・加入員数 61万人(平成20年度末)
- ・件数 地域型 47基金  
職能型 25基金
- ・資産残高 2兆1708億円(平成20年度末)

## 企業年金制度加入者数

